

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県観光総合審議会規程
- ◇告示 土地改良区の定款変更認可  
土地改良区の定款変更認可
- ◇正誤 鳥取県畜産指導委員会規程の廃止  
昭和二十七年三月二十八日鳥取県公報号外  
中訂正

## 規則

鳥取県観光総合審議会規程をここに公布する。

昭和二十七年七月四日

鳥取県知事 西尾愛治

### 鳥取県規則第五十号

鳥取県観光総合審議会規程

(設置及び目的)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

第一條 鳥取県観光事業の振興発展について必要な事項を調査審議するため、鳥取県観光総合審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (任務)

第二條 審議会は、知事の諮問に応じ次に掲げる事項の基本的計画を調査審議し、又は意見を具申する。

- 一 景勝地の選定保存及び開発
- 二 観光施設の整備
- 三 観光宣傳
- 四 観光客接遇方法の改善
- 五 土産品の振興
- 六 文化財の保存
- 七 前各号の外観光事業の発展に必要な事項

#### (組織)

第三條 審議会は、委員十五人以内で組織する。

#### (委員)

第四條 委員は、関係団体の役職員、学識経験者及び関係官公吏（県の職員を除く。）のうちから知事が委嘱

する。

2 委員の任期は二年とする。但し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第五條 審議会に会長一人及び副会長一人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(専門委員)

第六條 審議会に専門の事項を調査するため臨時に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は学識経験者、その他適当と認められるもののうちから審議会の推薦に基いて、知事が委嘱する。

(会議)

第七條 審議会の会議は、会長が招集し会長が議長となる。

2 審議会は、委員半数以上の出席がなければ会議を開

くことができな

3 審議会の議事は、出席委員の過半数によつて決し可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認められた場合は専門委員を会議に出席させ意見を徴することができる。

(幹事)

第八條 審議会に幹事若干人を置き、関係官吏、関係諸団体の役員のうちから知事が任命又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け会務の運営にあたる。

(事務の処理)

第九條 審議会の庶務は経済部商工課において処理する。

(雑則)

第十條 この規程に定めるものの外審議会の運営に關し必要な事項は審議会で定める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 鳥取県観光総合審議会規程(昭和二十六年一月鳥取県告示第十一号)は、廃止する。

告 示

鳥取県告示第三百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十條第二項及び同法第四十八條第一項の規定により、富桑土地改良区の定款変更及び新たな土地改良事業を行うことについて、昭和二十七年六月二十七日認可した。

昭和二十七年七月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第三百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十條第二項及び同法第四十八條第一項の規定により、三朝村大瀬土地改良区の定款変更及び新たな土地改良事業を行うことについて、昭和二十七年六月二十七日認可した。

昭和二十七年七月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第三百三十五号

鳥取県畜産振興委員会規程(昭和二十四年十一月鳥取県告示第六百五十二号)は昭和二十七年四月十一日限り廃止する。

昭和二十七年七月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

正 誤

昭和二十七年三月二十八日鳥取県公報号外中誤植があるので、次のとおり訂正する。

記

告示第一六七号

頁 行 誤 正

四 四 小篠津五屋敷 小篠津五七屋敷

六 六 三、一〇二 三、一〇三

七 一 二二ノ三 二二ノ二

一一 一一 生田福一 生田福一

一七 五 二、六六八 二、六六九

二〇	一、二、二四ノ四	一、一、一四ノ四
二三	山根啓四郎	山根啓次郎
二六	一 早稲田	二反田
二九	五 宮司	宮内
二九	九 免賀手	免賀手
三〇	四 一五二五	一七二五
三六	一 二九九二ノ一	六九二ノ一
四二	三、〇二二	、〇二二四
四三	一 同、同、赤松	同、大山、赤松
四六	一 奥ノ池	池ノ奥
告示第一六八号		
頁	行	誤
五四	七 同	飛砂防止
		正

和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

刷 行 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣

所 取 者 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣

所 縣